

【氏名】山本 慎一

【所属大学院】（助成決定時）

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

【研究題目】

集団安全保障体制の再検討—国際平和活動としての多国籍軍型軍事活動の法的分析—

【研究の目的】

本研究は、国連安保理の決議によって組織される多国籍軍の活動に焦点を当て、その法的分析を通じて性質の変化を描き出し、集団安全保障体制の中で再構成を試みるものである。多国籍軍の組織化とその活動は、1991年にイラクへ展開した湾岸多国籍軍以来、安保理が決議を採択し、その職務権限を設定することにより、紛争が生じている国や地域に展開し、紛争処理にあたっている。こうした国際社会の実行は、現在に至っては慣行として定着しつつあるものの、その法的位置づけは依然として不明確である。さらに、多国籍軍の活動態様も多岐にわたっており、整理がなされていない現状である。そこで本研究は、このような多国籍軍の活動態様を分析し、「国際平和活動」(International Peace Operations)として積極的に位置づけるとともに、集団安全保障体制の枠組みの中でその法的位置づけを明確化しようとするものである。

【研究の内容・方法】

本研究の内容は、申請者の博士論文に位置づけられ、当該博士論文は、「多国籍軍型軍事活動の法的分析—『授権』行為と多機能化現象の評価—」として取り纏めて提出済みである。本研究は、多国籍軍型軍事活動による紛争処理という国際政治現象を、主として国際法の視座から分析し、国連の集団安全保障体制の枠組みの中で整理を試みている。分析視角として、大別すると二つ観点で構成されている。

第一に、多国籍軍の組織化を促す国連安保理の授権行為の法的性格についての考察である。多国籍軍の組織化は、安保理が決議を採択し、国連加盟国や地域的機関に対し、職務権限遂行のためにあらゆる必要な手段の行使を許可する行為、すなわち授権行為によって促される。しかし、そのような授権行為は国連憲章上に明確な規定があるものではなく、集団安全保障体制の変動的な発動と言われている。実際に採択された決議の中身は、国連憲章第7章や第8章に言及があるのみであり、当該授権行為の法的性格は不明確である。憲章第7章の下で必要な場合には武力の行使をも許可する授権行為は、その法的根拠が明確である必要がある。そこで本研究では、湾岸多国籍軍の際になされた議論を手がかりに、その法的性格を明らかにすることを試みた。

第二の視角として、多機能化する多国籍軍型軍事活動の評価を行った。本研究では、安保理の授権行為によって組織された多国籍軍型軍事活動の事例を網羅的に取り上げて検討を行った。そして、憲章39条に基づく安保理による事態認定の態様や多国籍軍の任務内容および活動統制手段などを、決議の内容を基に分析・評価し、それらの特徴と意義を明らかにした。さらに、多国籍軍型軍事活動の多機能化という視点の下で、地域的機関を活用した授権行為による紛争処理の例に着目し、集団安全保障体制との法的関係について考察を行った。また、多機能化する多国籍軍型軍事活動は、平和構築の局面においても関与が増しており、それに伴う法的課題についても考察を行った。

【結論・考察】

上述した分析視角に基づく考察の結果、次の点を明らかにした。第一に、授權行為の法的性格は、国連憲章の明文規定にその根拠を求める必要があり、安保理決議中の「許可」が法的には勧告的性質を持つことから、憲章第 39 条に基づく「勧告」に位置づけられうることを指摘した。第二に、安保理決議の分析を通じて、第 39 条に基づく「平和に対する脅威」認定の対象が拡大しており、そこに人道性や人権の保障という観点の存在を見出しうることを指摘した。第三に、多国籍軍の任務内容は多機能化しており、その職務権限の内容は、制裁的性格、人道的性格、平和維持的性格に分類することが可能であるものの、制裁的性格は例外的であり、人道的・平和維持的性格が主流であることを指摘した。第四に、多国籍軍の活動統制手段として、職務権限の明確化と活動期間の設定および活動報告の要請が定式化されており、それらの組み合わせが重要であることを指摘した。第五に、地域的機関を活用した紛争処理の例では、憲章第 7 章と第 8 章への言及ぶりが錯綜しており、厳密な法的整理の困難さを指摘した。第六に、平和構築プロセスにおける軍事組織の関与が拡大し、重要な役割を果たしているものの、その活動においては人道法や人権法といった国際的な規範の遵守が求められることを指摘した。

そして最後に、本研究を通じた結論として次の点を指摘しうる。多国籍軍型軍事活動は、その組織化に至るプロセスは定式化されているものの、活動の内実は多機能化している。とりわけ地域的機関の活用や平和構築の現場での支援活動に見られる態様は、国際社会における紛争処理手段として不可欠な地位にあることを示している。このような多国籍軍型軍事活動の多機能化は、国連の集団安全保障体制の現代的な特徴と意義を表すものであるといえる。